

返戻金制度について

第9条(紹介手数料の返還)

1. 採用者が甲に入社後早期に、自己都合による退職、又は採用者の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で紹介手数料を返還するものとする。
入社後3ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の100%
入社後6ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の50%
入社後12ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の20%
2. 紹介手数料の返還は採用者が退職した日より1ヶ月以内に返還するものとする。
3. 採用者に対する労働条件が、雇用契約又は労働条件明示書と著しく異なることに起因する退職や、甲の都合による解雇、本契約第10条に規定する不可抗力による退職の場合は、紹介手数料を返還する必要はないものとする。

第10条(不可抗力)

1. 本契約上の義務を、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙それぞれ本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。
天災地変等の自然災害 暴動・内乱・戦争 労働争議等
行政庁等による命令処分
法令の制定改廃
その他前各号に準ずる非常事態
2. 前項各号の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、知り得る情報を通知しなければならない。